

## 畑地景観への配慮対策の検討

### Examination of consideration measures to field landscapes

○北澤大佑\*, 川口友子\*  
KITAZAWA Daisuke, KAWAGUCHI Tomoko

#### 1. はじめに

平成 13 年の土地改良法の改正により、土地改良事業の実施に当たり、環境との調和に配慮することが義務づけられた。景観についても配慮の検討（「景観配慮対策」）を行うことが求められ、農林水産省を中心に各種の技術書を策定し、景観配慮対策の技術開発及び普及が行われている。

本報では、これまでの策定された景観配慮対策に係る技術書における考え方や手法を整理し、畑地景観における配慮対策の要件と課題を考察する。

#### 2. 景観配慮対策に関わる技術書

土地改良法の改正や景観法の策定等を踏まえ、これまでに農林水産省では、景観配慮の基本的な考え方や進め方をとりまとめた「美の里づくりガイドライ（平成 16 年）」、「農業農村整備事業における景観配慮の手引き（平成 19 年）」（以下、「手引き」）、さらに「デザインコード活用手法」、「視点場設定手法」といった調査・計画及び設計に関わる個別の技術手法を解説した「農村における景観配慮の技術マニュアル（平成 22 年）」を策定している。

また、平成 27 年度より、景観配慮対策に関わる技術手法を具体化し、現場適用性を高めた「農業農村整備事業における景観配慮技術指針」の策定に向けた検討が行われている。

#### 3. 景観配慮対策の流れ

景観配慮対策の流れを Fig. 1 に示す。

調査段階で、地域及び整備対象施設周辺の景観構成要素等を把握し、景観特性を整理するとともに、整備対象施設を眺める視点場を設定する。

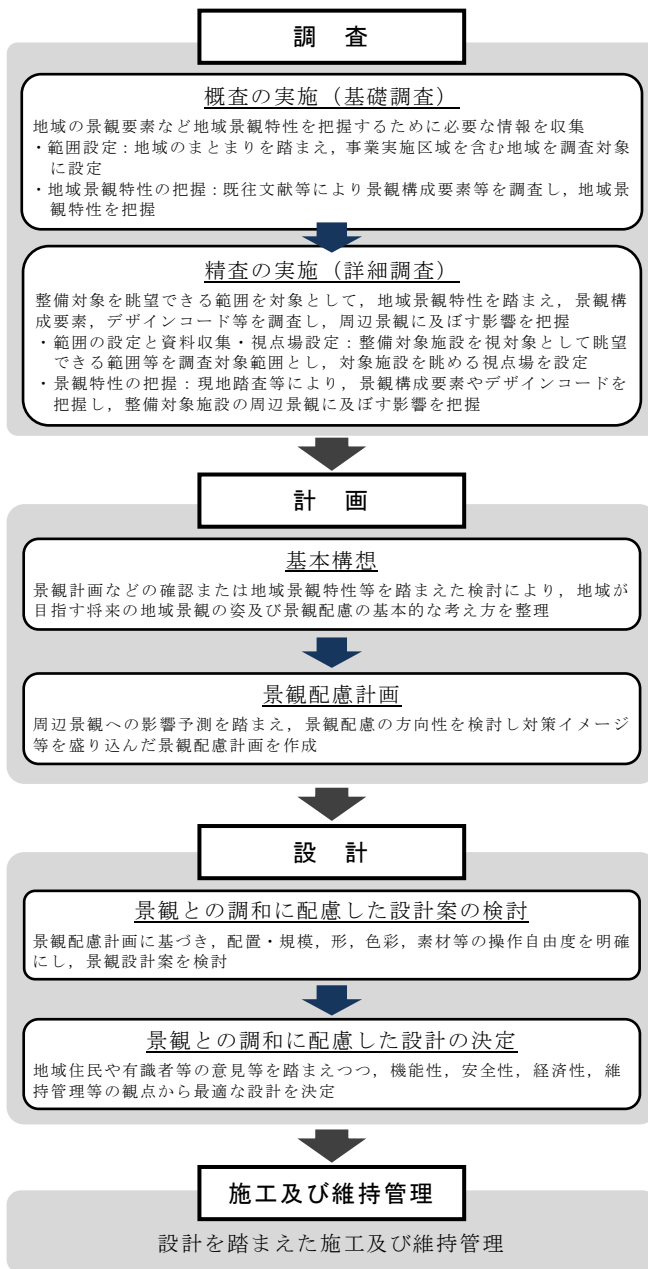


Fig.1 景観配慮対策フロー（「手引き」を基に修正）  
Flow of landscape consideration in agriculture rural development project

\*（一社）地域環境資源センター JARUS  
キーワード：農村景観，農業水利施設

景観特性を把握するための基本的な考え方は、まず、対象となる景観を「自然・地形」, 「土地利用」, 「施設・植栽等」に属する個別の要素(景観構成要素)に分類, 整理する(Fig. 2)。さらに、個別の景観構成要素の景観的な特徴や要素間の関係性、個別の要素が有する「歴史・文化」や「アイデンティティー」などの価値、景観を維持、継承している農作業や慣習行事等の「人文的な活動」との関わりなどを紐解いて、それらの特徴を景観特性として整理していく。

計画段階では、整備対象施設周辺の景観特性や景観構成要素と整備対象施設の視点場等を踏まえ、整備対象施設が周辺景観に及ぼす影響を考慮し、景観配慮の方針の検討を行い、

設計段階では有識者等の意見を踏まえ具体的な設計を決定する。施工後の維持管理段階では、施設管理者が地域住民等との連携し、地域的な取組として維持管理を行うこととしている。

#### 4. 畑地景観の特徴

(1) **農作物及び農地の形態等の多様性**：水田は地形条件により農地や水路、農地の形状やまとまり方が一様ではなく、集落との位置関係等を含め様々な水田景観を形成している。畑地では、水田よりもさらに多様な作物が栽培され、栽培方法や栽培時期にわたることに加え、傾斜地の勾配そのままに畑地を形成する農地造成も可能であることから、水田景観よりもさらに多様な景観を有する。また、Fig. 2に示すような畑地固有の景観構成要素も存在する。

(2) **景観の維持管理**：「手引き」では、整備後の経年変化による景観の劣化を防ぐために、日常的な清掃や更新等の維持管理が必要であり、住民参加等による地域の主体的な取組の重要性が示されている。水田地域では、かんがい用水の地域用水利用や住民による水利施設等の管理を行ってきた歴史的背景が、施設の維持管理への住民参加を促しやすい要因の一つとなっている。一方で、畑作地域では、かんがい用水の歴史は浅いものの、近年では、畑作を中心とした観光農園や滞在型市民農園等の交流活動の増加や、畑作地域における景観農業振興地域整備計画策定等の取組等から、畑地景観への地域内外の住民の関心の高まりが見てとれ、こうした動きを景観形成や維持管理に結びつけていく方策が重要となっている。

#### 5. おわりに（景観配慮の留意点及び今後の検討課題）

(1) **畑地景観における配慮対策の留意点**：景観配慮対策の検討における留意点としては、調査段階における全体像としての多様な畑地景観の特性の捉え方、計画及び設計段階では、景観配慮方針や設計の検討にあたり、畑地景観の構成要素の特徴を踏まえ、畑地景観を構成する要素間の関係性や整備対象施設の見え方（景観スケールや視点場）に留意した対策が求められる。特に、畑地整備や畑地かんがい等に係る施設特有の配慮対策等の検討についても留意が必要となる。また、維持管理段階においては、多様な主体の参加を促す動機づけを行うため、畑地景観が有する価値を評価し、地域住民等への認知を広げるための方策が特に必要となることに留意することが求められる。

(2) **今後の検討課題**：「手引き」等の景観配慮対策に係る技術書では、水田景観や畑地景観等の農業景観を包括した上で、対策の考え方や技術手法の解説が行われている。一方で、「手引き」が制定されてから10年経過し、様々な事業における整備対象施設で景観配慮対策が実施されてきた。これらの施設における配慮対策を検討する内容や検討のプロセス等を把握し、畑地関連事業を含む農業農村整備事業における調査から維持管理に至る各段階の景観配慮手法を具現化し、現場適用性の高い技術手法を整備することが必要となる。

引用文献：

農水省(2007)：農業農村整備事業における景観配慮の手引き，農業土木学会

農水省(2010)：農村における景観配慮の技術マニュアル，農村環境整備センター

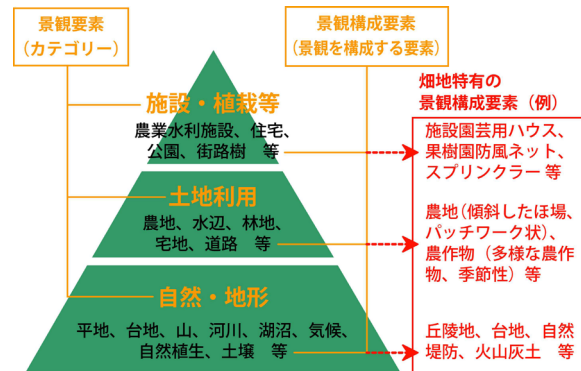


Fig. 2 農村の景観要素及び景観構成要素の概念（「手引き」を基に修正）

Concept of landscape elements in rural areas